

食育推進活動支援事業費補助金交付要領

平成 20 年 4 月 1 日
19 産労農食第 1144 号
平成 21 年 4 月 1 日
20 産労農食第 902 号
平成 22 年 4 月 1 日
21 産労農食第 915 号
平成 23 年 4 月 1 日
22 産労農安第 719 号
平成 27 年 4 月 1 日
26 産労農安第 1150 号
平成 28 年 3 月 7 日
27 産労農安第 1020 号
令和 3 年 3 月 8 日
2 産労農安第 1330 号
令和 7 年 4 月 1 日
6 産労農安第 1442 号

(趣旨)

第 1 食育推進活動支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 1 日付 2 産労農安第 1310 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業について、区市町村食育推進活動支援事業費補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日付 6 産労農安第 1442 号）及び広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 8 日付 2 産労農安第 1328 号）に定めるものの他、この要領に定めるところにより実施するものとする。

(推進体制)

第 2 都は、本事業の実施にあたり、関係機関との密接な連携をとりながら、関連施策との有機的な連携に配慮し、地域の実情に応じて、円滑かつ適正に推進する。

(審査)

第 3 都は、実施要綱第 3 に規定する区市町村食育推進活動支援事業における支援対象の決定にあたっては、実施要綱第 5 に基づき「食育推進活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を開催し、事業実施計画を審査する。

2 公益財団法人東京都農林水産振興財団は、実施要綱第 3 に規定する広域食育推進民間活動支援事業における助成対象の決定にあたっては、実施要綱第 5 に基づき審査会を開催し、事業実施計画を審査する。

(補助金交付の上限)

第 4 補助金交付につき一事業主体あたりの上限は、以下のとおりとする。

なお、知事が特に必要であると認めた場合は、超えることができる。

(1) 区市町村食育推進活動支援事業費補助金の交付額は、100 万円

(2) 広域食育推進民間活動支援事業費補助金の交付額は、120 万円

(補助対象経費)

第5 本事業の補助金の交付の対象となる経費は、本事業に資するものと考えられる報償費、賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及賃借料、その他、知事が特に必要であると認めた経費とする。具体的な交付対象となる経費の例示については、別に定める「食育推進活動支援事業の運用について」によるものとする。

2 下記に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 他の補助金の対象となっている経費

(2) 特許や商標登録の取得、商品開発、コンピュータソフトウェア開発など補助事業の成果物によって、私有財産の形成に資することとなる経費

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。